

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（県営内海地区中山間地域総合整備事業（農地防災事業）太郎屋敷池地区、谷本池地区、樋出池地区、夫婦上池地区）計画を平成22年3月12日変更した。

その関係書類を小豆島町農林水産課において平成22年3月23日から同年4月12日まで縦覧に供する。

平成22年3月19日

香川県知事 真 鍋 武 紀